

吉原日出雄議員に対する辞職勧告決議

私たち市議会議員は、市民から負託を受けた立場として職責を十分に認識し、法令、条例を遵守し、良識を持って市民の模範となるよう行動しなければならない。

しかし、吉原日出雄議員においては、政務活動費から調査研究費として支出したガソリン代に関して、平成28年度に11回にわたり短時間で2度給油したと説明していたが、これまでの調査により、これらは、実際にガソリンを給油していないにもかかわらず、他人の領収書を使い、政務活動費として計上したものであることが判明した。このことは、公金を不正に取得したものであると言わざるを得ない。

市政をチェックすべき立場にある議員が、市民の信用を失墜させた責任は非常に重いものであり、議員として今後も職務を継続することについては、市民の理解を得られるものではない。

長崎市議会議員政治倫理条例第4条（政治倫理基準）には、「市民の代表としてその品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」との定めがある。今回の行為は、同条例に違反し、市民の議会に対する信用を著しく失墜させるものであり、市議会議員としての資格に欠けるものと判断せざるを得ない。

よって、吉原日出雄議員に対し、速やかに市議会議員の職を辞することを勧告するものである。

以上、決議する。

平成29年6月28日

長 崎 市 議 会